

## 民法 Chapter 22

Date

/

Date

/

Date

/



Aが「令和元年産の新米」を50Kg買う契約をB米店との間で行った場合に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 A・B間で上等の品質を有する「令和元年産の新米」を引き渡す取決めがあっても、債務者は中等の品質を有する物を給付すればよいので、Bは中等の品質を有する「令和元年産の新米」を50Kg引き渡せば足りる。
- 2 BがAの同意を得てAに引き渡すべき「令和元年産の新米」50Kgを取り分けたとしても、当該契約の目的物は特定しない。
- 3 当該契約の目的物が「B米店倉庫内の『令和元年産の新米』」と限定されていた場合、Bの不注意による失火により倉庫と当該目的物が焼失したときは、AはBに損害賠償請求をすることができる。
- 4 Bは、Aとの契約が成立した時点から、B米店にある「令和元年産の新米」の保管について、善良な管理者の注意をもってしなければならない。
- 5 目的物が特定される前に、第三者の放火によりB米店の「令和元年産の新米」がすべて焼失してしまった場合、Bには「令和元年産の新米」を再調達して引き渡す義務はない。

正解  
3

## [債権の目的] 種類債権

### 1 誤り

種類債権において、種類のみで指定した場合で、**当事者の意思によってその品質を定めることができない**ときは、債務者は、**中等の品質**を有する物を給付しなければならない（民法401条1項）。したがって、**当事者の意思によって品質が定められていれば、それに従う**。

### 2 誤り

債権の目的物を種類のみで指定した場合において、債務者が**物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定した**ときは、以後**その物が債権の目的物となる**（同法401条2項）。

### 3 正しい

種類債権は、特定以前には、他から入手可能であるならば、原則として履行不能にはならない。しかし、本肢「B米店倉庫内の『令和元年産の新米』」を目的物とするような**制限種類債権**では、**限定された目的物の全部が滅失すれば履行不能**となる。そして、売主に**帰責事由**があれば、売主に**債務不履行責任**が生じる（同法415条1項、2項1号）。

### 4 誤り

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、**善管注意義務**を負う（同法400条）。種類債権の場合、**目的物の特定**（同法401条2項）後は、債務者は善管注意義務を負う。本問におけるAのBに対する「令和元年産の新米」の引渡請求権は、種類債権であり、**契約の成立時点では特定していない**。

### 5 誤り

種類債権は代替性があるため、債務者は、**特定が生じるまでは、その種類物を調達して引き渡す債務を負う**。

以上により、正しいものは**肢3**であり、正解は**3**となる。